中間市第３次環境基本計画

― 人、水、緑、未来へつなぐ 心豊かにくらすまち ―

（ 概 要 版 ）

２０２５（令和７）年３月　中間市

● 計画の概要

中間市は、水量豊かな遠賀川と緑豊かな遠賀平野の恵みを享受するとともに、先人が築いた歴史や文化遺産を受け継ぎながら発展してきました。本市では、このような恵み豊かな環境を保全しながら人と自然とが共生し、持続的な発展が可能なまちを実現することを目指しています。そのような中、本市では 2005 年に第 1 次、2015 年に第 2 次環境基本計画を策定して施策を推進してきました。

しかし、市の環境を取り巻く状況は大きく変化しています。近年では、地球温暖化に起因する気候変動や生態系への影響、プラスチックごみによる環境汚染等、地球規模の課題が顕在化しています。

このような環境の変化に対応し、市民・事業者・行政の協働による持続可能なまちづくりを推進するため「中間市第 3 次環境基本計画（以下、本計画という。)」を策定します。

本計画の計画期間は、2025 年度（令和 7 年度）から 2034 年度（令和 16 年度）までの 10 年間とします。

● 目指す環境像

人、水、緑、
未来へつなぐ
心豊かにくらすまち

本市には豊かな水資源や緑があり、その恵みを享受しながら発展してきました。このような豊かな恵みを次世代につなぐため、地域資源を適切に保全・活用し、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

また、深刻化している気候変動の影響など、様々な環境課題に対応しながら、市民が安全・安心・快適に暮らすことができる、住みよいまちづくりを推進します。

「水」や「緑」などの豊かな自然環境や、安全・安心で快適な生活環境の中で、将来世代も含めて一人ひとりが心豊かに暮らすことができるまちをイメージして、環境像を設定しています。

● 取組の体系

環境像

人、水、緑、未来へつなぐ 心豊かにくらすまち

環境意識・行動　なかまと共にはぐくみ、つたえるまち

基本方針	施策
1 環境に配慮した行動の促進	・環境啓発・情報発信の推進 ・環境に関するモラルの向上 ・地域美化活動の推進 ・事業者による環境経営の促進
2 環境教育・学習の推進	・学校における環境教育の推進 ・様々な主体への教育・学習の場の提供 ・ワンヘルスの普及

気候変動　ゼロカーボンシティを実現し、気候変動に適応するまち

基本方針	施策
1 温室効果ガスの排出を削減する緩和策の推進	・再生可能エネルギーの導入推進 ・省エネルギー対策の推進 ・環境にやさしい移動手段の推進
2 気候変動の影響に備える適応策の推進	・適応策の普及啓発 ・自然災害への適応策の推進 ・熱中症対策の推進 ・産業に関する影響への適応策の推進

生活環境　安全・安心に暮らせる、住み続けたくなるまち

基本方針	施策
1 水環境の保全	・水質の監視 ・生活排水対策の推進
2 大気環境等の保全	・大気汚染に関する情報把握及び注意喚起 ・悪臭の防止 ・騒音・振動の防止
3 3Rの推進	・ごみの減量化 ・プラスチックごみの削減 ・再資源化の推進 ・事業者による廃棄物の適正処理

自然環境　自然と共生するまち

基本方針	施策
1 生物多様性の保全・再生	・生息・生育環境の保全 ・自然共生の実現に向けた情報基盤の整備 ・外来生物の防除対策の推進
2 自然とのふれあいの確保	・自然とふれあう機会の創出
3 自然の恵みの持続可能な利用	・農地の保全と活用 ・地産地消の推進

快適環境　景観や地域資源に親しみ、活用するまち

基本方針	施策
1 身近なみどり・水辺の整備	・みどりの保全･創出 ・水辺の整備
2 歴史的環境資源を活かしたまちづくり	・歴史的環境資源の保全･利活用の推進
3 美しいまちづくり	・良好な都市景観の形成 ・空き家対策の推進

環境分野１：環境意識・行動

環境目標　なかまと共にはぐくみ、つたえるまち

（１）環境に配慮した行動の促進

施　策	主 な 取 組
環境啓発・情報発信の推進	市の環境の現状や環境関連イベント情報を周知広報することにより、市民・事業者の環境に関する意識の向上を図るとともに環境保全活動への参加促進を図ります。
	市民団体による環境保全活動等を周知広報することにより、参加促進を図ります。
環境に関するモラルの向上	市内におけるポイ捨ての現状を伝えるとともに、改善に向けた啓発を行います。
	ペットの飼い主に対するふんの始末等に関する適正飼養を啓発します。
地域美化活動の推進	市民と協力して曲川や堀川清掃、道路清掃を実施するなど、地域の環境美化活動を推進します。
事業者による環境経営の促進	事業者に環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21 等）を普及・啓発します。

（２）環境教育・学習の推進

施　策	主 な 取 組
学校における環境教育の推進	市内小中学校において、環境教育・学習を計画的に実施します。また、環境教育と教科等の学習内容との関連を図ったカリキュラムマネジメント※1を推進します。
様々な主体への教育・学習の場の提供	環境に関するイベント等を開催します。
	環境教育に関する講師派遣について情報提供を行います。
	事業者が環境に関する研修会等を開催する際、講師を派遣します。
ワンヘルス※2の普及	広報誌、市ホームページ、イベントでの普及啓発活動等により、ワンヘルスの普及を推進します。

※１：各学校において、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、
①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、
②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、
③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことです。

※２：ワンヘルス（One Health）とは、“人の健康”・“動物の健康”・“環境の健全性”を１つの健康と捉え、一体的に守っていくという考え方のことです。

■ 曲川の清掃活動

環境分野２：気候変動

環境目標　ゼロカーボンシティを実現し、気候変動に適応するまち

（１）温室効果ガスの排出を削減する緩和策の推進

施　策	主 な 取 組
再生可能エネルギーの導入推進	太陽光発電設備や蓄電池等を導入するメリットや助成制度等に関する啓発を行うことにより、普及を促進します。
	公共施設において、再生可能エネルギーの導入を率先して進めます。また、再エネを導入する際には、災害時の電源確保に備え、蓄電池の導入も併せて検討します。
省エネルギー対策の推進	脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動である「デコ活」等を周知広報することにより、市民の行動変容を促します。
	省エネルギー対策（省エネ行動、ZEH・ZEB・高効率機器の導入、エコドライブ等）を実施するメリットや助成制度等に関する啓発を行うことにより、普及を促進します。
	市職員は、中間市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、省エネルギー行動を率先的に実践します。
環境にやさしい移動手段の推進	公共交通利用促進の普及啓発活動やデジタル技術の導入等により、公共交通を中心とした生活への自発的な転換を促進します。
	平坦な地形を活かして自転車利用を促進します。
	電動車を導入するメリットや助成制度等に関する啓発を行うことにより、普及を促進します。
	公用車の新規購入に際して、電動車の導入を進めます。
	市職員のノーカーデーを設定・実施します。

（２）気候変動の影響に備える適応策の推進

施　策	主 な 取 組
適応策の普及啓発	気候変動影響やその適応策について普及啓発を行うことにより、市民の適応行動の促進に努めます。
自然災害への適応策の推進	ハザードマップ（洪水・土砂災害・高潮）の配布や危険個所等の周知に取り組みます。
	全ての市民に災害・防災情報が行き届くように、防災無線や SNS など、様々な方法で情報発信に取り組みます。
	自主防災組織の活動を促進するため、補助金制度や研修会の開催を検討します。
	民間・公共団体など、様々な関係団体と災害時応援協定を締結することにより、連携を強化します。
	洪水対策として、梅雨前には市内各水路の浚渫を行います。
熱中症対策の推進	熱中症対策の普及啓発に取り組みます。
	熱中症警戒アラート発令時に、注意喚起するのぼり旗を公共施設前に設置します。
	熱中症特別警戒アラート発令時に市民を危険な暑さから守るため、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）を開設します。
産業に関する影響への適応策の推進	事業継続力強化支援計画に基づき、事業者に災害リスクや事前対策の必要性を周知します。また、緊急の際は関係団体と連携した対応ができる体制を整えます。
	農業の存続のため、高温耐性品種や生育手法等に関する情報を生産者に提供します。

環境分野３：生活環境

環境目標　安全・安心に暮らせる、住み続けたくなるまち

（１）水環境の保全

施　策	主 な 取 組
水質の監視	市内河川において定期的に水質を調査し、水質の状況を把握します。
生活排水対策の推進	家庭でできる生活雑排水対策について、市民への啓発を行います。
	公共下水道を計画的に整備します。
	公共下水道の接続について指導を行います。
	下水道区域外における合併処理浄化槽の設置及び適正管理を促進します。

（２）大気環境等の保全

施　策	主 な 取 組
大気汚染に関する情報把握及び注意喚起	県が発表する PM2.5 や光化学オキシダント等の観測データを把握し、平時からの普及啓発とともに注意報などが発令された際には市民への注意喚起を速やかに行います。
	野焼きの禁止に関する啓発と指導を行います。
悪臭の防止	悪臭防止法等に基づき、工場・事業所に規制の周知や適切な指導を行います。
騒音・振動の防止	市内主要幹線道路の騒音、自動車交通量等の実態調査を行います。
	騒音規制法、振動規制法、県条例に基づき工場・事業所への規制・指導を行います。

（３）３Ｒ※ の推進

施　策	主 な 取 組
ごみの減量化	生ごみの減量に効果的な方法を広報・周知します。
	生ごみ処理機器の購入を支援します。
	食品ロスの削減に向け、普及啓発活動を実施します。また、県が展開する「食べもの余らせん隊」への登録を広く呼びかけます。
プラスチックごみの削減	ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの現状を伝えるとともに、マイバッグの使用やプラスチック代替商品の使用を促す啓発を行います。
	プラスチック製容器包装ごみの分別方法を周知します。
	県が展開する「ふくおかプラごみ削減協力店」への登録を広く呼びかけます。
再資源化の推進	ごみ分別ガイドブックの配布等により、分別方法を周知します。
	古着の回収・リサイクルを推進します。
	廃食用油の回収・リサイクルを推進します。
	資源ごみの集団回収を継続的に実施する団体を支援します。
事業者による廃棄物の適正処理	県と連携して産業廃棄物の処理実態を把握し、適正処理等に関する事業者等への指導を行います。
	不法投棄防止のため、環境パトロールや看板の設置等を実施します。
	廃棄物を許可なく違法に回収している業者の取締りを実施します。

※３Ｒとは、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の３つのＲの総称です。
リデュース（Reduce）：ものをつくる時に使う資源の量やごみの発生をもとから減らすこと。
リユース（Reuse）：ものを廃棄せず繰り返し使うことで、ごみを減らすこと。
リサイクル（Recycle）：ごみや不用品を資源として再び利用すること。

環境分野４ ： 自然環境

環境目標　自然と共生するまち

（１）生物多様性の保全・再生

施　策	主 な 取 組
生息・生育環境の保全	ヨシ群落や貴重な植物が存在する中島など、希少野生生物の生息・生育場を保全します。
	無秩序な開発を抑制するとともに、開発による影響を最小化し、環境との調和を図ります。
自然共生の実現に向けた情報基盤の整備	市内に生息する希少野生生物に関して情報収集をするとともに、調査の実施を検討します。
外来生物の防除対策の推進	外来生物に関する理解を促進するとともに、適正防除を実施します。

（２）自然とのふれあいの確保

施　策	主 な 取 組
自然とふれあう機会の創出	自然とふれあいながら興味・関心を高めることができる機会として、自然とのふれあいイベントや農業体験学習等を開催します。
	市内の動植物の分布情報等を収集・発信することにより、自然とのふれあいを促します。
	小学校が実施する自然体験（宿泊体験）学習において、自然とのふれあいに係る活動を取り入れます。

（３）自然の恵みの持続可能な利用

施　策	主 な 取 組
農地の保全と活用	農薬・化学肥料の使用量や使用法に配慮した環境保全型農業を推進します。
	スマート農業など、新しい農業技術の導入を促進します。
	耕作放棄地の発生を未然に防ぐために指導するとともに、発生時には対策を検討します。
	農作物等に被害を与える有害鳥獣の対策を推進します。
	新規就農者や認定農業者、農業生産法人等、多様な担い手の育成・確保に取り組みます。
地産地消の推進	学校給食では地場産物の活用を推進します。
	県が展開する「ふくおか地産地消応援の店」への登録を広く呼びかけます。

■ 農業体験学習の様子

■ 遠賀川河川敷芝生広場

環境分野５：快適環境

環境目標　景観や地域資源に親しみ、活用するまち

（１）身近なみどり・水辺の整備

施　策	主 な 取 組
みどりの保全・創出	地域のニーズや周辺環境に配慮しながら、公園の整備や維持管理を推進します。
	花をとおして明るいまちづくりを目指す、花いっぱい運動を支援します。
	市民農園を適切に維持管理します。
水辺の整備	遠賀川河川敷や中島などにおいて、人が水辺とふれあえる場を整備、維持管理します。

（２）歴史的環境資源を活かしたまちづくり

施　策	主 な 取 組
歴史的環境資源の保全・利活用の推進	遠賀川水源地ポンプ室や堀川などの歴史的環境資源を適切に保全します。
	世界遺産である遠賀川水源地ポンプ室と周辺の地域資源（遠賀川、垣生公園、中間唐戸等）を組み合わせ、地域振興や産業振興に繋がるように活用します。

（３）美しいまちづくり

施　策	主 な 取 組
良好な都市景観の形成	景観条例に基づき、周辺景観と調和する良好な都市景観形成を図ります。
	道路沿いや公園等の雑草を適正に管理します。
	「あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例」の周知徹底を図ります。
空き家対策の推進	空き家を放置するとまちの景観を損ねるほか、倒壊等による保安上の危険性があります。空き家バンク制度の活用等により、空き家対策を推進します。

■ 世界遺産及び指定文化財の位置図

［資料：国土交通省 国土地理院、中間市ウェブサイト］

● 共通テーマ

共通テーマ１　水の恵みを将来にわたって享受できる社会を目指して

（１）概要

本市は、水量豊かな遠賀川の恵みを享受しながら発展してきました。この水資源を保全しながら、将来の世代に引き継ぐことは、わたしたちの願いであり、責務でもあります。また、保全だけではなく、水の恵みを地域経済の活性化に活用することなどにより、環境と経済の好循環を創出します。

（２）各主体の役割

市民（市民団体）

- 市民は、河川の清掃活動に参加します。
- 市民団体は、水質保全活動に取り組むとともに、その活動の環を広げます。
- 水質保全につながる行動を実施します。
  - ・台所では油や食べかすを流さないようにする。
  - ・公共下水道が整備された区域では速やかに下水道に接続する。
  - ・下水道が整備されていない区域では合併浄化槽を設置する。　など
- 遠賀川に関連する歴史的環境資源のことを知り、ふれあい、次世代に伝えます。

事業者

- 事業所からの排水を適正に管理します。
- 水使用量を把握し、使用量の削減に取り組みます。
- 市民団体や市が実施する水質保全活動に参加・協力します。

市（行政）

- 市民と協力して曲川や堀川清掃を実施するなど、河川の環境美化活動を推進します。
- 市内河川の水質を定期的に調査し、水質の状況を把握します。
- 家庭でできる生活雑排水対策について、市民への啓発を行います。
- 公共下水道を計画的に整備するとともに、公共下水道への接続促進に向けた市民への啓発を行います。
- 遠賀川河川敷や中島などで、人が水辺とふれあえる場を整備、維持管理します。
- 遠賀川水源地ポンプ室や堀川などの歴史的環境資源を適切に保全し、それらと地域資源を組み合わせた地域振興を図ります。

■ 曲川清掃活動

■ フットパス（遠賀川水源地ポンプ室）

共通テーマ２　人と環境が共生する脱炭素事業の推進

（１）概要

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・市がそれぞれの立場で再生可能エネルギーの拡大・省エネルギー対策等を推進します。これらの取組の推進にあたっては、自然環境や生活環境とのバランスを考慮するとともに、再生可能エネルギーの導入による災害に強い地域づくり、脱炭素の取組による地域経済の活性化など、地域課題の解決にも繋げていきます。

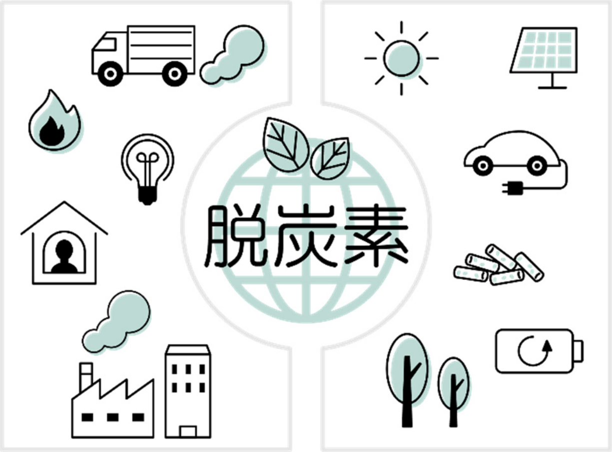

（２）各主体の役割

市民（市民団体）

- 日々の省エネ行動（節電、節水、エコドライブ等）に取り組みます。
- 省エネ性能が高い空調や照明、家電製品、電動車などを選択します。
- 太陽光発電設備や蓄電池などの再エネ設備を導入します。
- 資源物の分別や生ごみの堆肥化、生ごみの水切り等により、燃えるごみを減らします。
- 自宅に緑のカーテンを設置する、花いっぱい運動に参加するなど、身近なみどりの保全・創出に協力します。

事業者

- 環境マネジメントシステムを導入するなど、環境経営に取り組みます。
- 日々の省エネ行動（節電、節水、エコドライブ等）に取り組みます。
- 周辺の環境に配慮した上で、再生可能エネルギーの導入を進めます。
- 省エネ性能が高い空調や照明、オフィス機器、電動車などを選択します。
- 事業所の敷地内の一部に緑化スペースを設けます。

市（行政）

- 市民・事業者による再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を促進するため、普及啓発活動等を実施します。
- 公共交通の利用促進等、二酸化炭素の排出が少ない移動手段を推進します。
- 公共施設において再エネ設備の導入や高効率設備・機器への更新を率先して進めます。また、再エネを導入する際には、災害時の電源確保に備え、蓄電池の導入も併せて検討します。
- 市の職員は省エネルギー行動を実践します。
- ごみの減量化、再資源化を推進することにより、ごみの焼却量を削減します。
- 地産地消を推進することにより、輸送に伴う温室効果ガスの排出を低減します。
- 二酸化炭素を吸収する市域のみどりを保全・創出します。
- 事業者による環境マネジメントシステムの導入を支援します。

● 計画の推進体制

本計画は、「中間市環境審議会」及び「中間市環境基本計画策定委員会」の意見を踏まえながら、市民や事業者との協働により推進していきます。

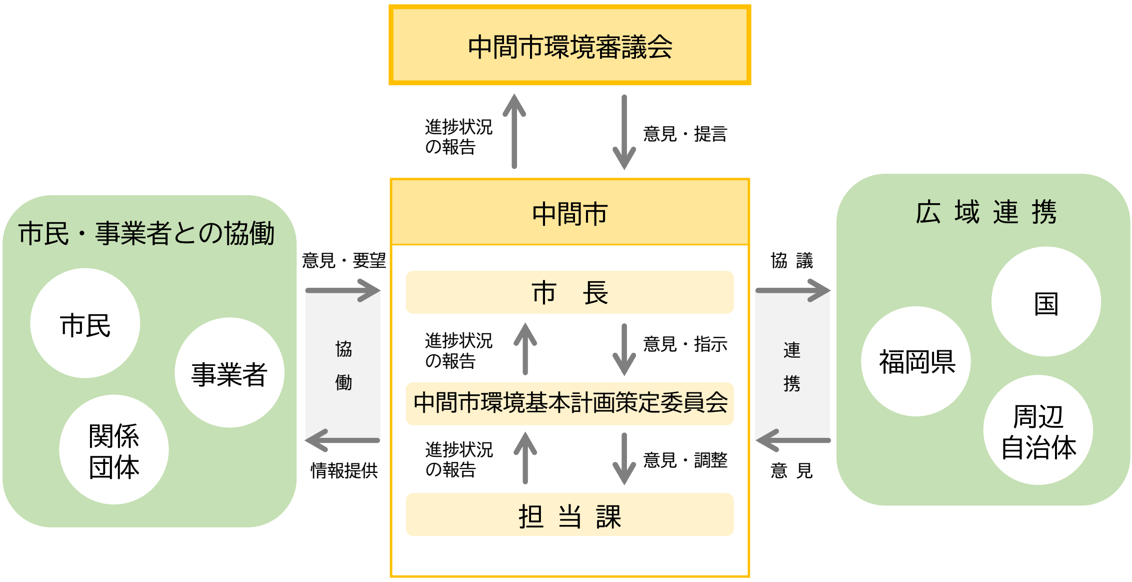

● 市民・事業者・市の役割

本計画に基づき、市民・事業者・行政等の各主体が協働・連携して、環境保全・創造に向けた取組を総合的かつ計画的に推進することとします。

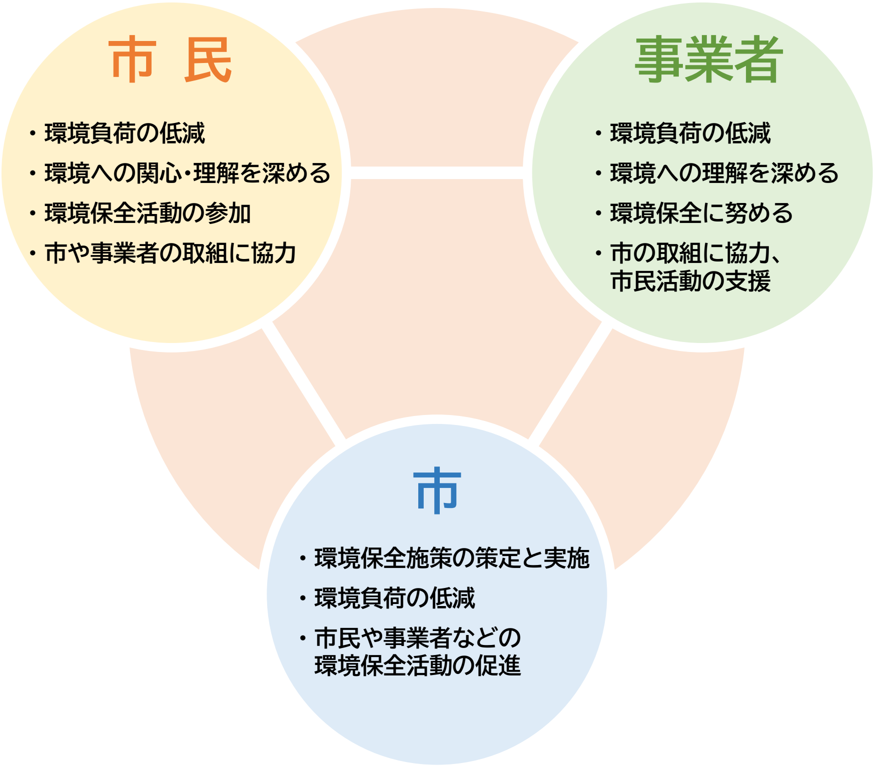

中間市第３次環境基本計画
（ 概 要 版 ）